

令和5年4月20日

## 営業活動とインセンティブの支払いに関する規程

### (目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人SOS総合相談グループ（以下、「SOS」という。）の新規顧客の獲得（以下、「営業活動」という。）及び既存顧客の維持のための活動（以下、「顧客維持」という。）につき体制の整備を図るとともに、営業活動に資するものとして本規程の定めるところにより営業担当者に支払われる金員（以下、「インセンティブ」という。）の支払いの明確化を目的とする。

### (営業活動の組織の体制と役割)

第2条 SOSの営業活動、顧客維持における各組織の体制と役割は次の通りとする。

#### 1 理事会

SOSの事業推進に関する重要事項の決定と承認を行う。

#### 2 事業推進委員会

- (1) 事業推進委員会は、理事会で承認された事業推進委員長、事業推進委員長が指名した事業推進委員および事務局員で構成される。
- (2) 事業推進委員長が最終権限者として営業活動に関する企画立案並びに推進を行う。

#### 3 事業推進委員

- (1) 事業推進委員のうち特定顧客を担当する者を「営業担当者」という。
- (2) 事業推進委員は、事業推進委員会に籍を置き営業活動の企画提案を行うとともに、事業推進計画に基づき新規顧客開拓等の具体的活動を遂行する。
- (3) 事業推進委員は、会員もしくは会員以外から新規契約候補先の紹介に対し営業活動を担当する。
- (4) 営業担当者は、顧客維持のための活動は行わない。但し、本人が希望する場合もしくは事務局からの要請がある場合にはその限りではない。

#### 4 事務局

- (1) 事業推進委員会長の職務を補佐する。
- (2) 既存顧客の契約管理および顧客維持に関する施策全般の計画の立案、推進を行い、適宜事業推進委員会に報告を行う。
- (3) 新規顧客に対する事業推進委員の営業活動を支援する。
- (4) 事務局員には原則として新規契約獲得並びに契約更新に係るインセンティブは支給しない。但し、事業推進委員長は、営業活動に顕著な貢献があったと認めた時は、理事会に理由及び金額等を説明しその承認を経て支給することができる。

#### 5 会員

- (1) 事業推進委員会に新規契約候補先を紹介することができる。
- (2) 会員が紹介した契約先が新規契約に至った場合は、当該会員にインセンティ

ブとして第3条1（1）②の定めるところにより金員を支給する。

（3）インセンティブ支給の条件については、事業推進委員会が基準を定め会員に明示するものとする。

（営業活動におけるインセンティブ）

第3条 営業活動において、次のインセンティブ等を支給する。

1 新規契約分におけるインセンティブ等

（1）新規契約時

- ①営業担当者に顧客とSOSとの業務委託契約書に記載された業務委託料（以下、「SOS業務委託料」という。）の30%をインセンティブとして支給する。
- ②会員の紹介により契約が成立した場合、当該会員にSOS業務委託料の15%を紹介料として支給する。この場合、前記①にかかわらず、営業担当者には15%の紹介料を控除した15%をインセンティブとして支給する。
- ③会員以外からの紹介により契約が成立した場合、その営業担当者には上記①と同率のインセンティブを支給する。ただし、既存顧客からの紹介の場合は、上記②と同率のインセンティブとする。

なお、会員以外の紹介者へは事業推進委員長の承認をもって、5万円を上限として謝礼金を支給することができるものとする。

（2）契約更新時

- ①新規契約後更新3回までは、営業担当者にSOS業務委託料の「（1）新規契約時」の1/2の乗率をインセンティブとして支給する。契約更新が行われなかった場合、インセンティブの支給は行わない。なお、4回目以降の更新時に支給されていた一律3万円のインセンティブの支給は廃止する。
- ②紹介者である会員には、更新時の金員は支給しないものとする。
- ③営業担当者が会員資格を喪失した場合、インセンティブの支給は行わない。

（3）経過措置

2017～2021年度の新規契約分については、4回目・5回目更新の2年分についてのみ、更新時に営業担当者に3万円のインセンティブを支給する。

2 インセンティブ等の支給方法

第1項及び第2項のインセンティブ等は、顧客からの入金を確認次第、源泉税を控除して支給する。

（営業活動に係る経費・日当の取扱い）

第4条 営業活動に係る経費（旅費交通費、手土産代等）および日当については、「顧客開拓および顧客維持活動における管理規程」に基づき、所定の申請書をもって支給する。

附則

（本規程の施行適用）

制定：令和4年4月1日

併せて、本規程の施行により平成29年4月1日施行の「インセンティブの支払いに関する規程」を廃止

改訂：令和5年4月20日

「C S推進室」の廃止に伴う改訂

改訂：令和7年4月1日

第3条 (1) ③

「ただし、既存顧客からの紹介の場合は、上記②と同率のインセンティブとする」  
追加